

伊豆大島の国立公園特別地域内の開発問題への緊急対応

みどりの地球大好き会 (三ッ磯プロジェクト)

村上博基・成瀬裕昭・本間肇・中田保・佐々木睦彦・
藤井恵子・成瀬善子・佐藤猛敏・小川信正・
白木米男・大島幸雄・前田孝正

Emergency correspondence for development problems
of National Park's Special Area in Izu-Oshima

Izu-Oshima Green Earth Society (Mitsuiso project)

Hiro moto Murakami, Hiroaki Naruse, Hajime Honma, Tamotsu Nakada,
Mutsuhiko Sasaki,
Keiko Fujii, Yoshiko Naruse, Taketoshi Sato, Nobumasa Ogawa,
Yoneo Shiroki, Yukio Oshima, Takamasa Maeda

伊豆大島は1955年に国立公園法に基づいて伊豆七島国定公園に指定され、その後1964年には富士箱根伊豆国立公園に昇格編入された。一部地域の市街化などに伴い、公園区域は見直されて減少してはいるものの、現在でも島の約97%が国立公園という恵まれた環境にある。箱根にある環境庁自然保護局南関東地区国立公園・野生生物事務所(富士箱根伊豆国立公園箱根管理官事務所)の所管であるが、実際直接的には東京都大島支庁土木課管理係が実務を担当している。

長野冬季五輪では、男子滑降スタート地点の問題で国立公園の第1種特別地域の保護と利用のあり方について、大きな議論となったことは記憶に新しいが、大島では行政が不当・違法に特別地域内の開発を進めている実態が調査で明らかになってきたため、開発場所の自然が破壊されるだけでなく、観光資源としても大切な周辺の歴史的景観に与える環境破壊という観点からも重要な問題と考え、緊急的に対応を行なった。

発端となった「波浮の港」は、島の南東に位置し、同名の歌謡曲でも全国に知られた有名な場所

であり、三原火山の水蒸気爆発によってできた天然の断崖に囲まれた景勝地である。この港口周辺の海岸線は、その独特な景観から、現在の景観を極力保護する必要がある場所として、国立公園の第1種特別地域に指定されている。

この特別地域のはずれに通称「三ッ磯の池」と呼ぶ50mプール程の潮溜りがあり、そこは岩礁が波を防いで安全な上に水質も透明で、長い間地域の人達、特に子どもたちに愛され、町の指定遊泳場にもなっていた。チョウチョウウオやイカなどの、他の遊泳場では簡単に見られない数多くの魚介類が、小さな子どもにも水中めがねひとつで観察できる自然の体験学習に最適な場所であった。

ところが96年秋になり、この磯を埋め立てて小型船溜り(マリーナ)を建設する計画が判明し、周辺の一般住民が大島町の担当者から正確な話を聞いたときには、町議会ですでに公有水面埋立てが同意され、事業者である東京都の埋立免許の出願に伴う関係資料の縦覧期間も終了し、住民の意見提出期日をも過ぎていた。

その後、住民有志で「三ッ磯の池」と港湾施設

の共存を求めて、計画の見直しを関係行政機関に働き掛け、併せて報道機関にも情報を提供した。

都議会への陳情書には7千名を越える署名を添え、環境庁長官・運輸大臣には、国会議員の紹介を得て請願した。箱根の公園管理事務所や東京都には、交渉（質問状や要請）を行い、都の情報公開条例を利用して、計画の全体像と問題点を探ってきた。この過程で、①この計画は当初、マリナレジャーボートのためのマリナ計画であったが、バブル経済の崩壊と社会意識の変化に対応して、設計は変更せずに漁船も共用する小型船係留・保管・荷捌き場として使用目的が変更されたこと、②東京都は「三ッ磯の池」は公園区域外であるとしたが、境界線には法的根拠がなく、公園の管理が全くズサンであったこと、③公有水面埋立法上の問題点などが判明した。これらの違法・不当な開発への公金の支出差し止めを求めて、97年10月9日に東京都監査委員に対し住民77名で監査請求した。結果は請求却下で、12月24日住民訴訟を提起した。裁判は7月24日に第4回公判が開かれ、これまでに知事の当事者適格などについての窓口論争もほぼ目途がつき、昨年度分の工事の終了に伴う代金支払に対して新たな損害賠償請求訴訟を提起した。今後、国立公園の境界線という争点の核心へと裁判は展開するはずである。

都は12月1日の監査結果を受けて、2年度目の工事を開始し、春までに「池」を埋め立てた。

上記の「三ッ磯事件」を契機に、島内の他の事業についても疑問が生じた。元町の地曳浜（湯の浜）は第3種特別地域に指定され、アカウミガメが産卵に上陸する海岸であるが、砂浜を延長180mコンクリートブロックの緩傾斜護岸で覆う事業が計画された。当会は数年前から都大島支庁土木課に最小限の護岸施設をと要望してきた。大島支庁の担当者は、護岸施設は国立公園区域外であると説明したが、環境庁・箱根事務所に確認を求めたところ、公園区域内の無許可開発と判明した。情報公開資料によると施工区域の内1630m²が公園内、3600m²が公園外であった。また、海岸法で定めた海岸保全区域からも逸脱した計画であったの

で、この事業も監査請求をした。結果は請求が不適法とされ却下。環境庁は遺憾としながらも開発許可を出し、海岸保全区域は2月3日の都公報で拡大され、工事はこれを持って再開された。

また、大島町の事業でもある滝川地区の農業用貯水池建設計画も第3種特別地域内であったが、開発許可取得前に工事に着手していた。私共の指摘で工事を一時中止したが、2ヶ月程で環境庁は許可し、大島支庁は3ヶ月後に許可書を交付。工事が再開した。

この緊急的な活動を通して、行政が国民の共通の財産であるはずの国立公園の特別地域をいとも簡単に開発していることを知り、その管理姿勢と共に驚かされた。また、公園区域外の市街地と公園特別地域が隣接しているという、公園区域指定のあり方にも問題を感じた。情報公開の推進や開発計画の縦覧・告示など住民への周知方法の問題点、マスコミ報道の注意点など今後の課題が確認された。

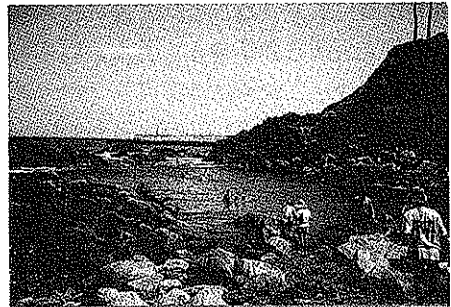


写真1. 97年夏の三ッ磯遊泳場、潮溜りは絶好の遊び場



写真2. 98年初夏、マリナ建設のため埋立てられた遊泳場



写真3. 97年夏の地曳浜海岸、自然の砂浜が広がっていた



写真5. 97年秋、開発許可前に始められた貯水池建設工事



写真4. 98年春、完成したコンクリートの緩傾斜護岸